明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（削る）

（削る）

（削る）

12　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

（削る）

ハ～ヘ　（略）

二　（略）

13　前項の中途採用拡大コース奨励金の支給を受け、かつ、事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び人材開発統括官が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する場合にあつては、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号イの支給を受けた事業主　二十五万円

二　前項第二号ロの支給を受けた事業主　三十万円

13　前項の移籍人材育成支援コース奨励金の支給を受けた事業主（同項第二号の職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行つたものに限る。）が、当該雇入れに係る者に係る基準日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に当該者に対して支払つた賃金の額を基準日において当該者に対して支払つた賃金の額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成した場合における当該者に係る同号の規定の適用については、同号イ中「四十万円」とあるのは「五十万円」と、同号ロ中「千円」とあるのは「千百円」と、同号ハ中「九百円」とあるのは「千円」とする。

14　一の年度において、第十二項第一号に該当する事業主の一の事業所に係る移籍人材育成支援コース奨励金の額が五千万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、五千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

15　第十二項第一号イに規定する移籍出向が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施される事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従つて実施される特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）又は若しくは同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従つて実施される中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴うものである場合における移籍人材育成支援コース奨励金の支給については、第十二項第一号イからチまで（同号ホを除く。）のいずれにも該当する事業主に対して、同項第二号（第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項に定める額を支給するものとする。

16　中途採用拡大コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

ハ　事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）が定める要件（以下「生産性要件」という。）に該当する事業主であること。

ニ～ト　（略）

二　（略）

（新設）